

「緊急事態宣言」の発令の場合における事務所の業務体制について

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、改正特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令された場合、当組合では、組合員のための事務を継続して処理できるよう、事務局職員の健康にも配慮しながら、職員の出勤人数を制限し、ラッシュアワーを避けた出勤で対応します。このため、保険証や証明書等の発行などの事務処理に、従来よりも時間がかかるなどのご迷惑をおかけすることもあるかと思われませんが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<緊急事態宣言発令期間中の事務局業務>

- ◎窓口業務の休止。
- ◎業務時間は平日10時から16時まで。

大阪府小売市場国民健康保険組合
事務局